

(仮称)函館市子ども・子育て支援事業
計画素案（たたき台）

（平成27年度～平成31年度）

※ 第5回函館市子ども・子育て会議
協議用（後半部分：P112～）

函館市子ども未来部

【目次】

第4 子育てを支援する生活環境の整備	112
1 良質な住宅の確保	112
(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	113
2 良好な居住環境の確保	114
(1) 良好な居住環境の確保	114
(2) 住宅に係る情報提供, 相談事業の充実	115
3 安全な道路交通環境の整備	116
(1) 安全な道路交通環境の整備推進	116
4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	118
(1) 交通安全教育の推進	118
(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底	119
5 安心して外出できる環境の整備	120
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進	120
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実	122
6 安全・安心なまちづくりの推進	123
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進	123
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	124
第5 仕事と生活の調和の実現	127
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	127
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進	127
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	130
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援	130
(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進	132
第6 特別な援助を要する家庭への支援	134
1 児童虐待防止対策の充実	134
(1) 関係機関との連携等	134
(2) 発生予防, 早期発見・早期対応等	136
2 障がい児施策の充実	138
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	138
(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進	140
(3) 教育的支援の推進	142
(4) 保育所等における障がい児保育等の推進	144

第7 母子家庭等の自立支援	145
1 母子家庭等の自立支援の推進	145
(1) 子育て・生活支援の充実	146
(2) 就業支援の充実	149
(3) 養育費確保の促進	152
(4) 経済的支援の充実	153
(5) 情報提供および相談体制の充実	154
第8 子育てに伴う経済的負担の軽減	156
1 子育て家庭への経済的支援の充実	156
(1) 各種手当の支給・充実	157
(2) 医療費等の助成，軽減の実施	159
(3) 就学に係る費用の助成，軽減の実施	160

第4 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

子育てをしている若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みが必要です。

また、持家、借家を含め、広くゆとりある住宅の確保のための情報提供等を推進することも求められています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、中学校生徒保護者、成年者の「子育てに適した地区」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに適した地区】

区 分	中学生生徒保護者		成 年 者	
	人数	比率	人数	比率
歴史的景観地区などの西部地区	67	9.3%	22	8.6%
駅周辺などの中心市街地区	10	1.4%	6	2.4%
五稜郭公園付近などの中央部地区	209	29.1%	71	27.7%
産業道路周辺の市街地	123	17.2%	50	19.5%
上記以外の市内の地域	108	15.1%	29	11.3%
函館市以外	104	14.5%	56	21.9%
無回答	96	13.4%	22	8.6%
全体	717	100.00%	304	100.00%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「子育てに適した地区」として、「中学生生徒保護者」、「成年者」それぞれの29.1%、27.7%が「五稜郭公園付近などの中央部地区」としており、「産業道路周辺の市街地」が、同じく17.2%、19.5%となっています。

また、「歴史的景観地区などの西部地区」については、それぞれ9.3%、8.6%と低いことから、居住人口の増加や賑わいの創出など、新たな魅力づくりに取り組んでいく必要があります。

(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援

【現状と課題】

旧市街地では、高地価などが要因となって、負担能力に見合った家賃や価格の住宅の確保が難しい状況となっていることから、若年層や中堅ファミリー層を中心とした世帯の郊外、市外への流出を招いてきましたが、特に、西部地区は、住宅の建て詰まりや狭小の敷地、未接道の敷地など住環境水準の低下が見られ、地域人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退など、地域社会の衰退や空洞化が進行しています。

このため、西部地区における民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して、家賃の一部補助を実施しているほか、平成25年度からは新たに、西部地区や中心市街地に入居する子育て世帯に対する家賃の一部補助制度も実施しております。

このような状況にある西部地区のほか、市内全域において、ファミリー向けの賃貸住宅の供給が求められています。

【施策の方向】

西部地区および中心市街地の定住人口の確保と活性化を促進し、若年世帯の地区外流出を抑止し、新たな居住を支援することにより、西部地区等の居住者の年齢構成バランスの適正化を促進するため、今後も関連事業の充実を図ります。

《個別事業》

■ 西部地区ヤングカップル住まいりんぐ支援事業 [都市建設部住宅課]

西部地区内における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、地区内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に、家賃の一部を補助しています。

【補助件数】 平成25年度：継続82件

■ ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業 [都市建設部住宅課]

西部地区および中心市街地における若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、西部地区および中心市街地内の民間賃貸住宅に入居する中学校卒業前の児童と同居する世帯に、家賃の一部を補助しており、今後も継続していきます。

【補助件数】 平成25年度：新規15件

2 良好な居住環境の確保

子育て家庭が安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化など、子育て家庭の居住環境に対するニーズへの対応を図ることにより、子育てを支援することが必要です。

(1) 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

平成25年度に策定した函館市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替、新規供給、既存団地について個別に活用計画を定め、市営住宅の適切な供給とともに、人口が減少傾向にあり、市街地の空洞化が進行している西部地区と中央部地区における良質な賃貸住宅の供給促進と定住人口の確保を図っていますが、さらに、職住近接型の市街地における住宅の供給と良好な住宅地の総合的な整備などにより、利便性の高い市内中心部等での居住を希望する子育て家庭のニーズに対応することが求められています。

【施策の方向】

借上げ市営住宅などの活用を図りながら、西部地区など、利便性の高い市内中心部等における居住を希望する子育て家庭のニーズに対応していきます。

《個別事業》

■ 借上市営住宅制度 [都市建設部住宅課]

西部地区において、市が事業者に建設費の補助を行い、建設した住宅を借り上げ、良質な賃貸住宅の供給を図っています。

【供給数】 平成26年度現在：12棟333戸

(2) 住宅に係る情報提供、相談事業の充実

【現状と課題】

一般財団法人函館市住宅都市施設公社において住宅相談事業を行っているほか、各種窓口において適切な指導・助言を行っていますが、今後においては、子育て家庭を含め、市民に対して、住宅や住宅地に係わる相談や既存住宅のバリアフリー化などの改築等、住宅に係わる相談事業の充実が求められています。

【施策の方向】

住宅相談事業の一層の周知を図り、事業の充実に努めていきます。

《個別事業》

■ 住宅相談事業 [都市建設部住宅課]

市と一般財団法人函館市住宅都市施設公社との間で、子育て世帯や高齢者、障がい者向けの住まいの情報や各種支援制度など、あらゆる住宅関連情報を集約し、一元的に管理・提供できるシステムを構築することにより、住まいに関するワンストップサービスを展開しており、今後も継続していきます。

3 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安全に安心して通行することができる道路交通環境を整備することが必要です。

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

【現状と課題】

従前より、幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けたり、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行っているほか、平成26年5月には、市や警察、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」を設立するなど、交通事故防止対策に取り組んでいます。

また、バリアフリー新法により、すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

【施策の方向】

安全な道路交通環境の整備のために、道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を、引き続き行っていきます。

《個別事業》

■ スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置 [市民部交通安全課]

幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径500メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径100メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進していきます。

【設置数】 平成25年度：5本 → 平成31年度：5本

【スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況】

区 分	スクールゾーン				幼児ゾーン			合 計
	小学校	幼稚園	保育所	小 計	公 園	児童館等	小 計	
施設設置数	43	21	28	92	74	26	100	192
設置箇所数	233	28	37	298	104	43	147	445

(資料：市民部交通安全課 平成26年4月現在)

■ **道路のバリアフリー化整備** [土木部道路建設課]

歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配，段差の解消，視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進めていきます。

■ **通学路の安全対策** [教育委員会学校教育部保健給食課]

市や警察，道路管理者，学校関係者，保護者，町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において，関係機関との連携を図りながら，通学路の点検を行い，歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全教育などのソフト対策を含めて，通学路の安全対策に取り組んでいきます。

4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、町会、関係民間団体などの相互の連携体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

(1) 交通安全教育の推進

【現状と課題】

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、交通遊具、ゴーカート、自転車等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通安全パネル展を開催し、交通安全意識の向上に努めています。

また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。

【施策の方向】

交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化していきます。

《個別事業》

■ 交通安全教室の開催 [市民部交通安全課]

交通指導員による交通安全教室を計画的に実施しており、今後も継続していきます。また、併せて交通指導員の研修の機会を増やし、指導力の向上に努めます。

【教室開催回数】 平成25年度：616回 → 平成31年度：620回

■ 梁川交通公園の設置運営 [市民部交通安全課]

交通遊具をはじめとして、動力式ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら交通ルールを学んでおり、今後も継続していきます。

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課]

交通安全パネル展を開催し、事件事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど、交通安全意識の一層の向上を図るとともに、シートベルトやチャイルドシート装着の重要性を周知しており、今後も継続していきます。

【開催回数】 平成25年度：年1回 → 平成31年度：年1回

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

【現状と課題】

これまでも、交通安全教室やパネル展を開催し、交通安全の意識向上に努めてきたところですが、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どもけがなどを防止し、チャイルドシートの適切な装着の徹底を図るため、その使用方法や使用効果について、さらに普及・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向】

チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため、保護者を対象とした交通安全教室の拡充に努めていきます。

《個別事業》

■ チャイルドシート安全利用の普及活動 [市民部交通安全課]

保護者を対象とした交通安全教室の開催により、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どもけがなどを防止します。

【開催回数】 平成25年度：9回 → 平成31年度：15回

■ 交通安全パネル展の開催 [市民部交通安全課] (再掲, 118頁)

5 安心して外出できる環境の整備

妊婦や子ども連れの保護者をはじめ、すべての人が安心して外出できるような環境整備はもとより、公共的施設のバリアフリー化、子育て家庭にやさしいトイレ等の整備などの状況についての情報提供等が求められています。

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

【現状と課題】

「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいますが、利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。

また、すべての人が安心して外出できる道路環境の整備のほか、公共的施設において、子育て家庭が利用しやすい設備の設置やサービスの提供などのソフト面でのバリアフリー化、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取り組みの推進が求められています。

【施策の方向】

函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設のハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進に取り組んでいきます。

《個別事業》

■ 函館市福祉のまちづくり条例の推進 [保健福祉部地域福祉課]

「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、各種施策について調査研究を行うとともに、病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか、人を思いやる心などの意識の啓発を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取り組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報誌などによる啓発活動を推進していきます。

【委員会開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

【パネル展開催回数】 平成25年度：1回 → 平成31年度：1回

■ **福祉のまちづくり施設整備費補助金** [保健福祉部地域福祉課]

既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、今後も一層のPRに努めていきます。

■ **道路のバリアフリー化整備** [土木部道路建設課] (再掲, 117頁)

(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

【現状と課題】

妊婦や子ども連れの保護者等が安心して外出できるようにするため、ハード面での整備のほか、公共的施設における子育て家庭等が利用しやすい設備やサービスの状況など、子育てバリアフリー情報の提供を推進することが求められており、現状把握に基づき、適切な情報提供を図るため、マップの作成等の検討が必要です。

【施策の方向】

子育てバリアフリー化の実態把握に努め、子育てバリアフリー情報の適切な提供に努めていきます。

《個別事業》

- 「すくすく手帳」の発行 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 58頁)

6 安全・安心なまちづくりの推進

全国的に子どもたちが犯罪等に巻き込まれる事件が起きており、市内においても児童・生徒が見知らぬ人から声をかけられるなどの事例もあることから、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、特に、道路や公園等においては、犯罪等の防止に配慮した整備が必要です。

また、住民の自主防犯活動を促進し、子どもを犯罪等の被害から守るため、町会や警察、学校など、地域を取り巻く関係機関による情報交換をはじめ、連携体制の整備が必要です。

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

【現状と課題】

夜間の交通安全を目的として、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、犯罪防止などの観点から、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、設備の老朽化等により維持管理費は増加傾向にあります。

【施策の方向】

市道上における交通安全のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、通学路等における犯罪防止等のため、町会等への設置補助や電灯料補助を継続していきます。

《個別事業》

■ 街路灯設置費補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が街路灯の新設、取替えをする際、費用の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【新設・取替数】 平成25年度：1,490灯 → 平成31年度：2,151灯

■ 街路灯電灯料補助事業 [市民部市民・男女共同参画課]

町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助しており、今後も継続していきます。

【補助灯数】 平成25年度：23,146灯 → 平成31年度：23,704灯

■ 街路灯の整備 [土木部維持課]

交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所既存電柱等を活用して街路灯を設置しており、今後も継続していきます。

【新規設置数】 平成25年度：9基 → 平成31年度：8基

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

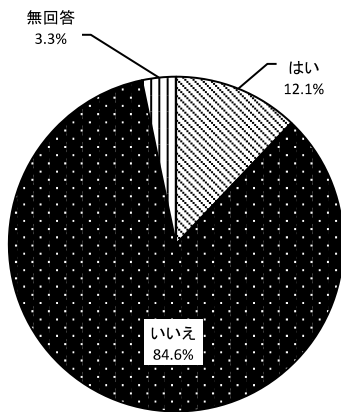
地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。

また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所を確保し、逃げ込む場所を明らかにする少年・少女セーブサポート運動に取り組んでいます。

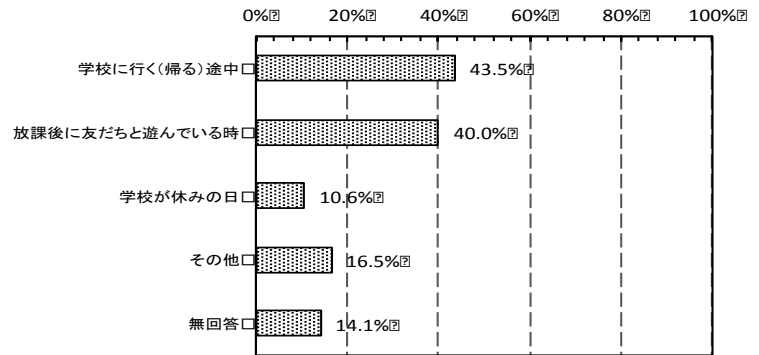
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、小学校児童・中学校生徒の「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」、「その時の状況」、「その時の行動」は、次のとおりとなっております。

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

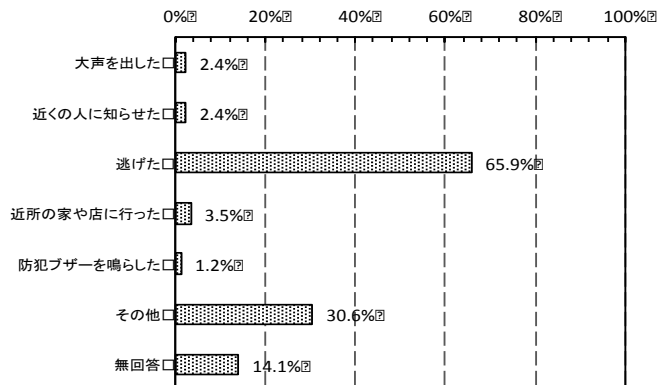
《小学校児童》



【その時の状況(複数回答)】



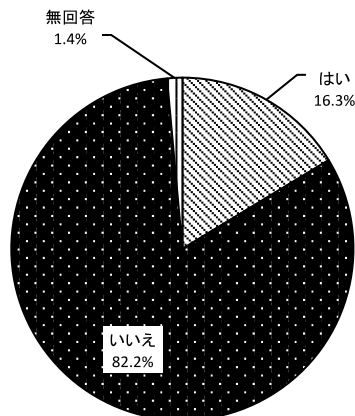
【その時の行動(複数回答)】



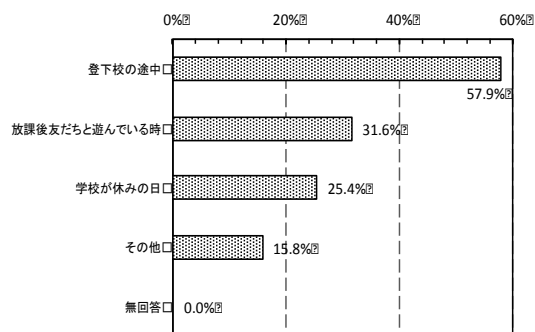
(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【見知らぬ人に声をかけられたなどの経験】

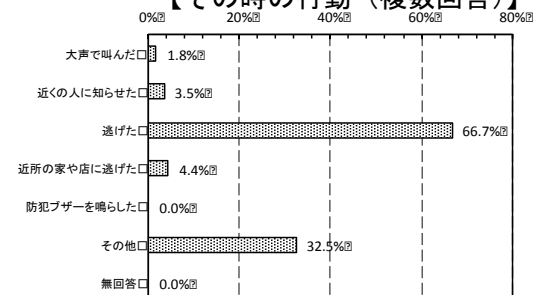
《中学校生徒》



【その時の状況（複数回答）】



【その時の行動（複数回答）】



（資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査）

これらの結果を見ると、「見知らぬ人に声をかけられたなどの経験」では、以前に比べて減少しているものの、小学生児童は12.1%、中学生生徒は16.3%にも及んでいることから、子どもを犯罪等から守るため、地域住民による見回りなどの自主的な防犯活動を促進することが必要になっています。

【施策の方向】

防犯協会や町会との連携を強化するとともに、少年・少女セーブサポート運動の取組みを拡大していきます。

《個別事業》

■ 防犯協会補助事業 [市民部くらし安心課]

各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付しており、引き続き、活動を支援していきます。

■ 地域安全安心促進交付金助成事業 [市民部市民・男女共同参画課]

青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し、経費の一部を助成しており、今後も継続していきます。

【補助台数】 平成25年度：72台 → 平成31年度：90台

■ 少年・少女セーブサポート運動 [教育委員会学校教育部教育指導課]

子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してステッカーを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図っていきます。

第5 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

仕事と生活の調和の実現については、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むことや国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

市としては、国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、地域の実情に応じた取組みを進めることが必要です。

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

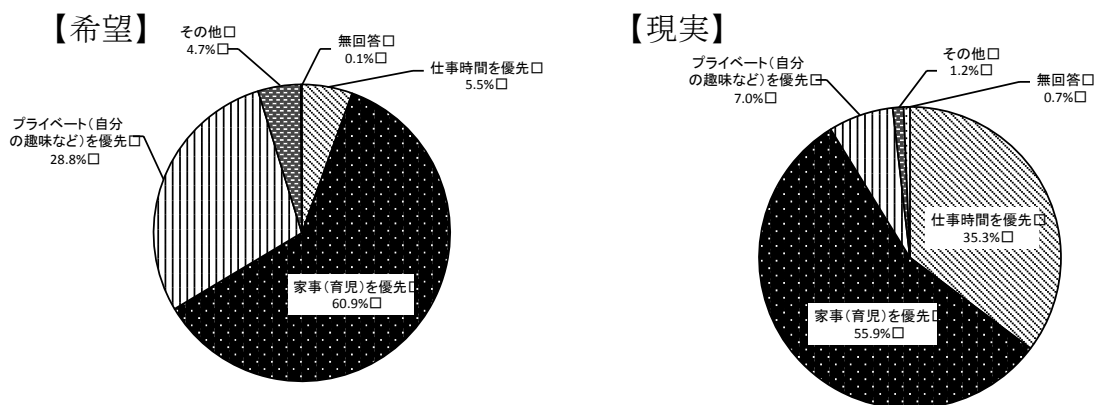
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに取り組むものであることから、男女が協力して子育てできるように、依然として社会に残っている職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を是正していく必要があります。

このようななか、市では、男女がお互いの人権を尊重し、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる領域で、その個性と能力を十分に発揮できる社会をめざすため、函館市男女共同参画推進条例を制定し、「男女共同参画推進事業」や「子育て女性等の就職支援」などを実施しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者の「仕事時間」、「家事(育児)時間」、「プライベート」の優先度の希望と現実の回答は、次のとおりとなっています。

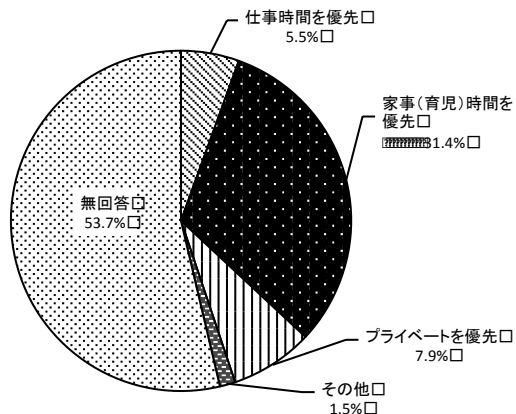
【「仕事時間」「家事(育児)時間」「プライベート」の優先度の希望と現実】

《就学前児童保護者》

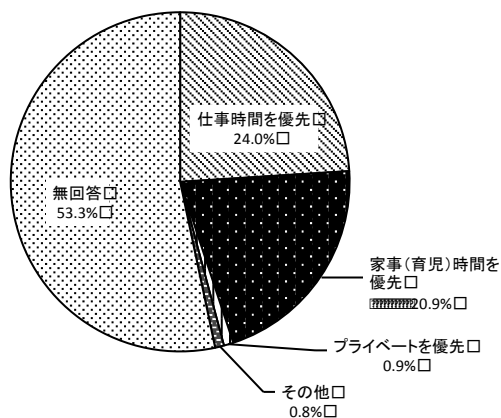


《小学生児童保護者》

【希望】

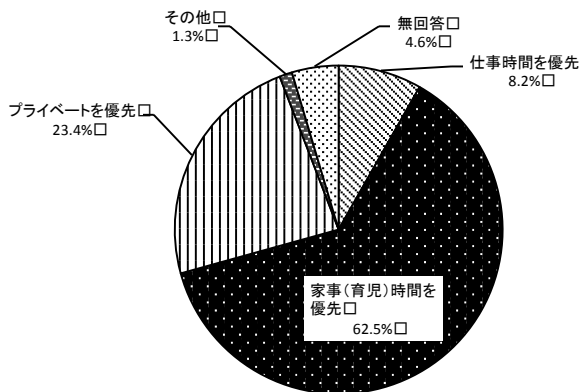


【現実】

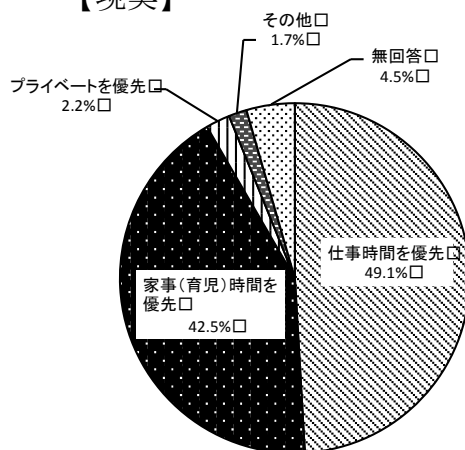


《中学生生徒保護者》

【希望】



【現実】



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、就学前児童・小学校児童・中学校生徒の保護者いづれも、希望は、「家事(育児)時間を優先」や「プライベートを優先」の回答が大部分を占めていますが、現実としては、「仕事を優先」の回答が多く、大きなギャップを生じていることが分かります。

厳しい現状にはありますが、希望の実現のためには、さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを生み育てやすい環境づくりにもつながっていきます。

このため、市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方等に関する意識改革を図るため、各種制度等の広報・啓発をはじめ、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》

- 男女共同参画推進事業 [市民部市民・男女共同参画課] (再掲, 94頁)
- 「仕事と子育て」両立推進フォーラム [子ども未来部子ども企画課]
「仕事と生活の調和の実現」は、子どもを生み育てやすい環境づくりにつながることから、その実現に向けて、市民や企業をはじめ、地域社会全体で取り組むための意識啓発を図るとともに、行動喚起を促すことを目的とした講演会等を行う事業で、事業化を検討します。
- ちびっこあそびの広場 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 56頁)
- お父さんのための子育て講座 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- 子育て女性等の就職支援 [経済部労働課]
ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市広報誌、ホームページ等により周知を図るとともに、子育て女性等の就職支援協議会において、関係機関との情報・意見交換を行うなど、就職支援の取組みを進めます。

【新規求職者数】 平成25年度：673人

【就職件数】 平成25年度：365人

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

男女共同参画社会や働き方の見直しが進み、共働き家庭が増加しているなか、仕事と子育ての両立支援の充実が求められています。

市としては、国、道、企業等との連携を図りながら、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実に努めるとともに、企業においても、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態の導入や処遇の改善等に積極的に取り組むなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進める必要があります。

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

【現状と課題】

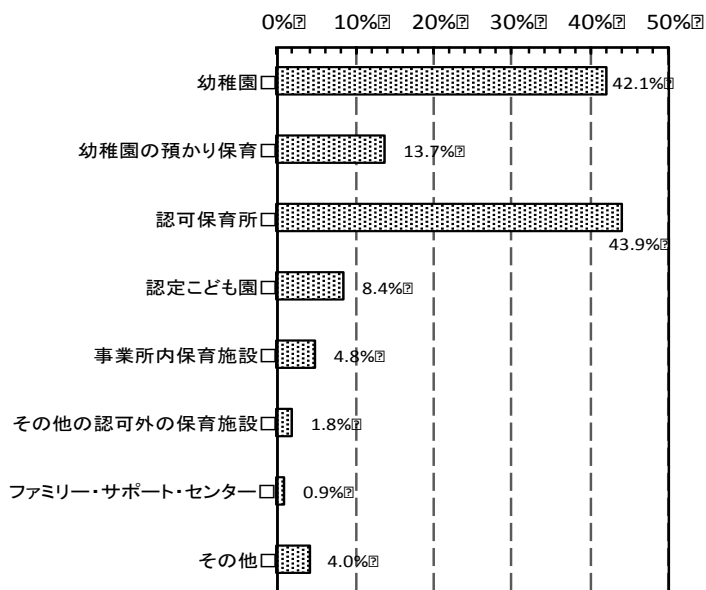
市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。

また、市の広報誌やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「利用している教育・保育の事業サービス」は、次のとおりとなっています。

【利用している教育・保育の事業サービス】

《就学前児童保護者》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「認可保育所」が43.9%、「幼稚園」が42.1%と利用が高く、効果的な活用が図られていることが分かりますが、一方、「ファミリー・サポート・センター」については0.9%と、利用度が低い状況にあることが分かります。

今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実と併せて効果的なPRに努めるなど、工夫した取組みが必要です。

【施策の方向】

国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実や効果的な展開に努めるなど、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備を進めていきます。

《個別事業》

- **ファミリー・サポート・センター事業**
[子ども未来部子ども企画課] (再掲, 34頁)
- **各種保育サービス** [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 49～51頁)
- **「仕事と子育て」両立推進フォーラム**
[子ども未来部子ども企画課] (再掲, 129頁)
- **放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実**
[子ども未来部次世代育成課] (再掲, 42頁)
- **仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発** [経済部労働課]
国が実施するワークライフバランス推進のための各種セミナーや事業所内保育施設整備にかかる助成金制度、道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市広報誌やホームページ、「雇用促進支援ガイド」等において周知・啓発を図ります。

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

【現状と課題】

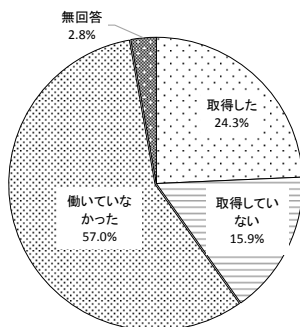
女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、女性が出産や育児の理由で離職をせずに、職場に復帰し、仕事を続けていくことができるよう、育児休業などの制度について、市の広報誌やホームページ、ガイドブック等による周知・啓発に努め、その利用促進を図っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、就学前児童保護者の「育児休暇の取得状況」は、次のとおりとなっています。

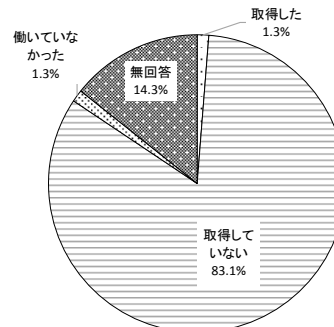
【育児休暇の取得状況】

《就学前児童保護者》

【母親】



【父親】



「働いていなかった」、「無回答」の者を除いた育児休業取得率

【母親】 60.4%

【父親】 1.5%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、「働いていなかった」および「無回答」の者を除く母親の育児休業取得率が60.4%に対し、父親の取得率は1.5%と非常に低く、男性の制度利用が依然として難しい状況にあることがわかります。

今後においては、男女共同参画推進の観点からも、「育児休業制度等の利用促進」を図るなど、さらなる取組みの充実が必要です。

【施策の方向】

男女共同参画推進の観点からも、固定的な性別役割分担意識等を是正し、男女が協力して子育てできるように、国、道、企業等との連携のもと、育児休業制度等の普及・啓発に努めるなど、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。

《個別事業》

■ 育児休業制度等の利用促進 [経済部労働課]

育児休業制度等に係る助成金について，市広報誌やホームページ，「雇用促進支援ガイド」等により労使双方に対して，その周知に努めます。

第6 特別な援助を要する家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待はあってはならないという認識のもと、福祉関係者と医療、保健、教育、警察等関係機関が相互に連携し、情報を共有するなど、地域全体で子どもを守る支援体制を構築することが必要です。

要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法の改正により明文化され、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために、情報交換や支援内容に関する協議等を行っており、関係各機関と連携して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。

(1) 関係機関との連携等

【現状と課題】

市内の児童虐待の状況について、函館児童相談所において虐待の疑いがあるとして通告のあったケース、調査の結果、児童虐待と診断されたケース、それぞれの件数は平成24年度で通告件数197件、受理件数94件と、「児童虐待の防止等に関する法律」施行直後の、平成13年度の同74件、同42件と比較して大幅に増加しており、憂慮すべき状況ではありますが、一方、児童虐待に対する市民意識が向上し、子どもの見守り体制が確立されてきつつあることによるものとも考えられます。

また、平成25年度からは、子どもの前で行われるドメスティック・バイオレンス（DV）についても、子どもへの心理的虐待とし、児童相談所へ通告するという取り扱いが厳格化されたことが、件数増加の大きな要因となっています。

このようななか、本市では平成18年に「函館市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待に係る相談・受理・支援体制の強化に努めており、構成団体の代表者会議のほか、実務者による事例検討会、研修会等を行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。

しかしながら、児童虐待については、家庭という密室で発生することから、同協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所等の関係機関が密接に連携し、個々の事例の解決につながるよう、より実効性のある取組みが求められています。

【施策の方向】

要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、関係機関の連携を強化します。

また、具体の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議における効果的な情報交換等により、各機関の役割や支援方針の確認・調整を行うなど、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じて、適切な対応に努めていきます。

《個別事業》

■ 函館市要保護児童対策地域協議会 [子ども未来部次世代育成課]

市や教育委員会、児童相談所のほか、警察、保育所、幼稚園、小・中学校、主任児童委員、児童委員、医療機関など、子どもを取りまく関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行っています。

(2) 発生予防, 早期発見・早期対応等

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手がかかることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「養育支援訪問事業」や「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施し、支援等の充実を図っています。

また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談110番」を開設しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、子どもたちを取り巻く関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

【施策の方向】

「養育支援訪問事業」と「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の連携を深めるとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の向上等を図ります。

また、主任児童委員、児童委員の活動を促進するなど、地域における子育て支援の充実を図るとともに、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に努めます。

《個別事業》

■ 主任児童委員、児童委員の活動の促進 [保健福祉部地域福祉課]

(再掲, 60頁)

■ (仮称) DV被害者同伴児童等サポート事業

[子ども未来部子育て支援課]

DV家庭のなかで育ったことにより傷ついた子ども達が、安心して安全でいられ、感情を適切に表現できるよう精神面での回復を図り、自尊心を持って生きていけるよう支援する事業で、今後、事業化を検討します。

■ 児童虐待防止意識啓発事業 [子ども未来部次世代育成課]

児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カードを作成・配布し、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る事業で、今後も継続していきます。

- 養育支援訪問事業 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 36頁)
- 子どもなんでも相談110番 [子ども未来部次世代育成課] (再掲, 45頁)
- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
[子ども未来部母子保健課] (再掲, 37頁)
- 妊婦健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 72頁)
- 妊産婦保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)
- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)
- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 74頁)
- 産後うつ・育児支援事業 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 76頁)

2 障がい児施策の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ることが必要です。

さらに、保育所や放課後児童健全育成事業においては、各関係機関と連携し、障がい児の保育の推進を図ることが必要です。

このようなことから、本市では、平成24年4月に函館療育・自立支援センターを開設したところであり、「函館市障がい者基本計画」および「函館市障がい福祉計画」に基づき、障がいの種別や程度に応じた各種サービスの提供について、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

【現状と課題】

発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実に努めるほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。

【施策の方向】

乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に努めます。

《個別事業》

■ 障害児等療育支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

障がい児等やその家族への個別の支援計画の策定・療育支援、家族への相談支援を行うとともに、医師などによる専門的な指導、支援など、発達支援体制の整備を図っていきます。

【施設数】 平成25年度：1か所

■ 障がい児に関する知識・情報の提供

[保健福祉部障がい保健福祉課、子ども未来部母子保健課]

保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がい児を持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供していきます。

- 乳幼児健康診査 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)

- 乳幼児健康診査 二次スクリーニング
[子ども未来部母子保健課] (再掲, 73頁)

- 乳幼児保健指導 [子ども未来部母子保健課] (再掲, 74頁)

- 障がい児訪問指導 [子ども未来部母子保健課]
障がい児の発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組んでいきます。
【訪問件数】 平成25年度：延42件

(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進

【現状と課題】

障がい児の発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、児童発達支援事業等を通じて、家族への支援も行っていく必要があります。

【施策の方向】

障がい児に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、必要な障がい福祉サービス等を提供することにより、障がい児および保護者を支援する体制を整備していきます。

《個別事業》

■ 障害児計画相談支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]

障害児通所支援を利用するにあたって必要となる障害児支援利用計画を作成するとともに、定期的に障害児通所支援等の利用状況の検証を行っており、今後も継続していきます。

【施設数】 平成25年度：1か所

■ 日中一時支援事業 [保健福祉部障がい保健福祉課]

介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延208人，589回

■ 児童発達支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]

身体・知的・精神障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延1,294人，16,357回

■ 医療型児童発達支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]

身体・知的・精神障がい児を対象に、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、児童発達支援および治療を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延303人，1,711回

■ 放課後等デイサービス [保健福祉部障がい保健福祉課]

小・中・高等学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育を行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延1,281人，11,311回

■ 保育所等訪問支援 [保健福祉部障がい保健福祉課]

保育所等に通う障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、障がい児施設の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援も行っており、今後も継続していきます。

【利用人数】 平成25年度：延3人，3回

■ 育成医療の給付 [子ども未来部母子保健課]

身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる小児で、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行っており、今後も継続していきます。

【医療の給付人数】 平成25年度：42人

【補装具の給付件数】 平成25年度：1件

(3) 教育的支援の推進

【現状と課題】

発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポート委員会を設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への学習や生活上の支援を行っています。

さらに、平成25年度からは、特別支援教育巡回指導員を配置し、通常学級に在籍し、特別な支援が必要と考えられる児童・生徒の早期実態把握や支援の方法、校内支援体制等についての指導・助言などの学校支援も行っています。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等への就学扶助についても行っています。

今後も支援を必要とする児童・生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や意識啓発に取り組むことが必要です。

【施策の方向】

函館市特別支援教育研究会との連携を深め、研修に取り組むとともに、特別支援教育就学扶助を継続していきます。

《個別事業》

■ ウィークエンド・サークル活動推進事業

[教育委員会生涯学習部生涯学習文化課]（再掲，66ページ）

■ 特別支援教育サポート委員会の設置

[教育委員会学校教育部学務課，南北海道教育センター]

市立幼稚園，小・中学校を対象として，学習障がい（LD），注意欠陥／多動性障がい（ADHD），高機能自閉症等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について，巡回相談などを通じて，専門的な意見の提示や助言を行っており，今後も継続していきます。

■ 特別支援教育支援員配置事業

[教育委員会学校教育課学務課， 南北海道教育センター]

市立小・中学校に在籍する，特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して，学校における日常生活上の介助や，学習支援を行う特別支援教育支援員を配置しており，今後も継続していきます。

【配置数】平成25年度：50名

■ 特別支援教育巡回指導員配置事業

[教育委員会学校教育課学務課， 南北海道教育センター]

市立小・中学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童・生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問，巡回相談をとおして実態把握を行うとともに，各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して，学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置しており，今後も継続していきます。

【配置数】平成25年度：2名

■ 特別支援教育に関する研修の充実

[教育委員会学校教育課南北海道教育センター]

市立小・中学校の教職員を対象に，学習障がい（LD），注意欠陥／多動性障がい（ADHD），高機能自閉症等，特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応や検査方法，アセスメントの方法を研修し，実際の指導に活用を図る取組みを実施しており，今後も継続していきます。

■ 特別支援教育就学扶助 [教育委員会学校教育課保健給食課]

特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため，学校給食費や学用品・通学用品購入費など必要な支給を行っており，今後も継続していきます。

(4) 保育所等における障がい児保育等の推進

【現状と課題】

保育所や幼稚園、放課後児童健全育成事業において、障がい児の保育等を行っています。保育等の体制の整備はもとより、統合保育の実施などにより、障がい児保育や、障がい児の発達支援の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

障がい児保育等については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、保育等に携わる職員の研修の充実を図るなど、積極的に推進していきます。

《個別事業》

■ 私立幼稚園における障がい児教育 [子ども未来部子ども企画課]

私立幼稚園では、障がいへの理解を深めるとともに、療育を進めるため、心身に障がいのある幼児を受け入れており、現在、22園中、19園で対応可能となっています。

【施設数】 平成26年度：19園 → 平成31年度：22園

■ 保育所における障がい児保育 [子ども未来部子ども企画課] (再掲, 50頁)

■ 放課後児童健全育成事業における障がい児保育

[子ども未来部次世代育成課]

放課後児童クラブ(学童保育所)においては、可能な限り障がい児の受入れを行っており、現在、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援していますが、今後、平成27年度から実施の国の子ども・子育て支援新制度を活用しながら実施施設を拡大していきます。

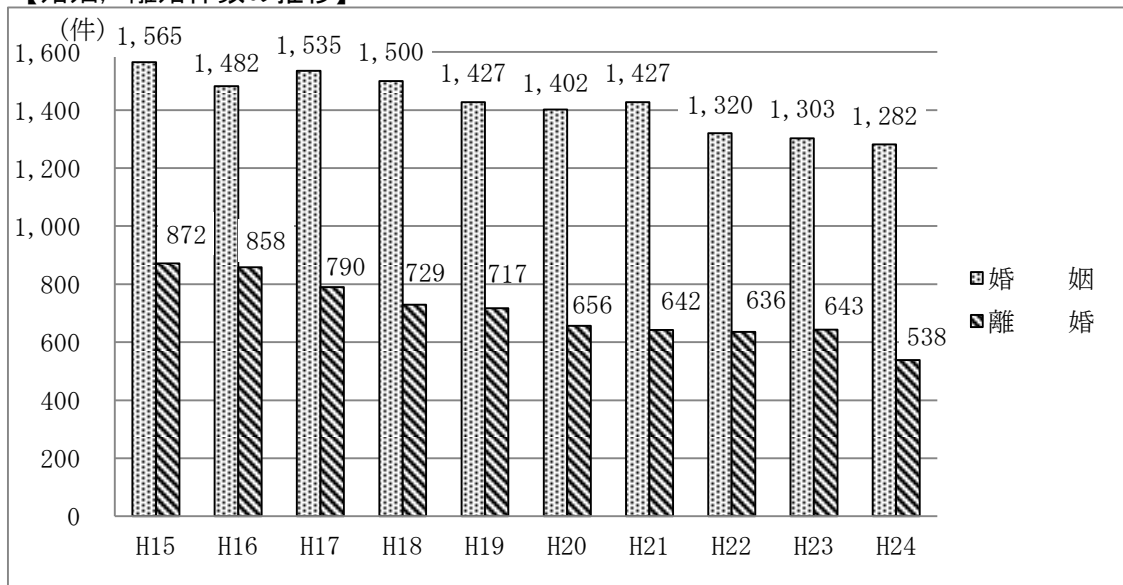
第7 母子家庭等の自立支援

1 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等については、子育てをしながらの就労などの理由により、経済的自立が難しい状況にあるなかで、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、的確な情報提供はもとより、相談体制を整備し、総合的な対策を適切に実施していくことが求められています。

函館市の保健指標によると、婚姻、離婚件数の推移は次のとおりとなっています。

【婚姻、離婚件数の推移】



(函館市保健所：保健所事業概要)

この結果を見ると、近年、婚姻・離婚件数ともおおむね減少傾向にあるものの、離婚件数については、毎年、婚姻数の半数近くとなっており、今後とも、母子家庭等への自立支援を図っていく必要があります。

(1) 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】

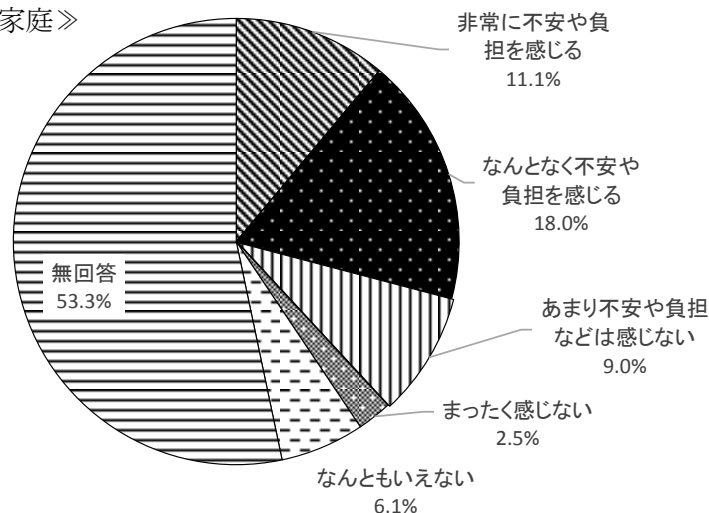
母子家庭等については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設や小規模分園型母子生活支援施設での生活支援など、母子の生活環境の改善を図り、その自立を支援しています。

また、母子・父子福祉センターでは、母子家庭等を対象に、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、母子・父子・寡婦家庭の「子育てに関して不安感や負担感などを感じますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【子育てに関して不安感や負担などを感じますか】

《母子・父子・寡婦家庭》



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、無回答を除いた回答者のうち約60%が「非常に不安や負担を感じる」または「なんとなく不安や負担を感じる」と回答しています。

母子家庭等については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、保育サービスなどについて、きめ細かな支援が必要です。

【施策の方向】

母子家庭等の保育に関するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設、小規模分園型母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進していきます。

《個別事業》

■ 母子家庭等の保育所優先入所 [子ども未来部子ども企画課]

母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行っています。

■ 母子生活支援施設 [子ども未来部子育て支援課]

住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援していきます。

【施設数等】平成25年度：2か所, 40世帯 → 平成31年度：2か所, 40世帯

■ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

[子ども未来部子育て支援課]

母子生活支援施設入所に係わる課題をほぼ解決している母子家庭について、民間住宅等を活用して、本体施設と連携を図りながら、生活指導や相談の支援を行い、その自立を重点的に支援していきます。

【施設数等】平成25年度：1か所, 6世帯 → 平成31年度：1か所, 6世帯

■ 母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室 [子ども未来部子育て支援課]

母子・父子・寡婦を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】 料理, フラダンス, 歌謡教室

■ 親子での各種体験型教室（事業）の参加促進 [子ども未来部子育て支援課]

親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い、その周知・広報に努め、親子での参加促進を図ります。

■ ひとり親家庭奉仕員派遣事業 [子ども未来部子育て支援課]（再掲, 35頁）

■ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

[子ども未来部子育て支援課]（再掲, 41頁）

■ トワイライトステイ事業 [子ども未来部子育て支援課] (再掲, 41頁)

■ 市営住宅への母子家庭等の優先入居 [都市建設部住宅課]

高齢者, 障がい者, 母子世帯, 低所得者を対象に, 市営住宅の優先入居を行っています。

(2) 就業支援の充実

【現状と課題】

母子家庭等については、母親等の就業による収入によって自立を促進することが重要ですが、厳しい雇用情勢のなかで、とりわけ母親の就業環境は、大変厳しい状況にあります。

より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、母子・父子福祉センターでの技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「現在の悩みは何ですか」、「現在仕事についていない理由は何ですか」、「今後仕事をする予定ですか」、「仕事を探すときの難しさは何ですか」の回答は、次のとおりとなっています。

【現在の悩みは何ですか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区分	人数	比率
住居	42	15.6%
仕事	72	26.8%
家計	86	32.0%
家事	3	1.1%
健康	30	11.1%
その他	8	3.0%
特にない	23	8.5%
無回答	5	1.9%
全体	269	100.0%

【現在仕事についていない理由は何ですか】

区 分	人数	比率
子どもの面倒をみるため	14	31.8%
病弱、身体的な理由	23	52.3%
親や病人の世話、看護のため	1	2.3%
仕事が見つからない	11	25.0%
家賃収入などがあり、働かなくても生活ができる	1	2.3%
親の援助で生活ができる	1	2.3%
その他	7	15.9%
無回答	1	2.3%
全体	44	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【今後仕事をする予定ですか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区 分	人数	比率
仕事を探している	22	50.0%
仕事を探していないが、そのうち仕事に就きたい	10	22.7%
仕事に就くことは考えていない	0	0.0%
今のところわからない	10	22.7%
無回答	2	4.6%
全体	44	100.0%

【仕事を探すときの難しさは何ですか】

区 分	人数	比率
資格がない	95	35.3%
給料が安い	123	45.7%
子どもの面倒をみる人がいない	97	36.1%
病気がち	32	11.9%
勤務時間が合わない	111	41.3%
自分に合う仕事が見つからない	38	14.1%
その他	36	13.4%
特にない	18	6.7%
無回答	17	6.3%
全体	269	

(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「現在の悩みは何ですか」では、「家計」が32.0%、「仕事」が26.8%、「現在仕事についていない理由は何ですか」では、「病弱・身体的な理由」や「子どもの面倒をみるため」を除くと「仕事が見つからない」が25.0%と比較的多くなっており、就業のための資格等の取得支援や民間事業者への就業依頼などに取り組む必要があります。

【施策の方向】

各種事業の効果的な展開により、母子家庭等の母親等のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、母親等の就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実に努めていきます。

《個別事業》

■ 母子・父子福祉センターでの技能習得事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の母親または父親、および寡婦を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催しており、今後も継続していきます。

【教室内容】

平成25年度：エクセル(2教室)，ワード(1教室)，簿記(2教室)

→ 平成31年度：エクセル(2教室)，ワード(1教室)，簿記(2教室)

■ **母子家庭等就業・自立支援センター事業** [子ども未来部子育て支援課]

道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組んでいきます。

■ **母子自立支援プログラム策定事業** [子ども未来部子育て支援課]

就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

■ **母子家庭等自立支援給付金支給事業** [子ども未来部子育て支援課]

資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士に加え，平成24年度から歯科衛生士，美容師など，経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給しています。

今後も事業の周知・啓発に努めるとともに，母子家庭等の自立を一層支援していきます。

■ **子育て女性等の就職支援** [経済部労働課] (再掲，129頁)

(3) 養育費確保の促進

【現状と課題】

母子家庭等の自立はもとより、生活の安定化を図るうえで、養育費の確保は重要な問題であり、本市では、専任の相談員を配置し、相談機能の強化を図るとともに、養育費に関する情報提供の充実を図っています。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「離婚した夫(妻)からの養育費などは、現在どうなっていますか」の回答は、次のとおりとなっています。

【離婚した夫(妻)からの養育費などは、現在どうなっていますか】

《母子・父子・寡婦家庭》

区 分	人数	比率
定期的に受けている	42	17.7%
不定期に受けている	5	2.1%
過去に受けていたが、現在は受けていない	38	16.0%
受けたことがない	148	62.4%
無回答	4	1.7%
全体	237	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

この結果を見ると、離婚した相手からの養育費などについては、「受けたことがない」が依然として多く、62.4%に達している状況にあります。

母子家庭等においては、幼い子どもを抱えながら、臨時やパートとして就業するケースが多く、経済的自立が難しいことから、生活費等のための養育費の確保に向けた情報提供に取り組む必要があります。

【施策の方向】

国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより、相談機能の強化を図るとともに、養育費確保に向けた情報提供に努めていきます。

《個別事業》

■ 養育費確保にかかる周知・啓発事業 [子ども未来部子育て支援課]

母子及び父子並びに寡婦福祉法では、非監護親は養育費を支払うよう努めるべきであると定められており、児童扶養手当の申請時などに、養育費の確保に関する周知・啓発を図っていきます。

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

景気や雇用情勢は少しずつ持ち直してきているものの、母子家庭等を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭医療費助成制度」のほか、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに取り組んでいます。さらなる支援策が求められています。

【施策の方向】

母子家庭等に対する経済的支援策を引き続き実施していきます。

《個別事業》

■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]

ひとり親家庭等（母子および父子家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、一定の要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育しており、所得が一定未満の方に手当を支給しています。

■ ひとり親家庭等医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、ひとり親家庭の母または父の保険診療にかかる医療費の一部を、一定の要件のもとに助成しており、今後も継続していきます。

【受給者数】 平成25年度：9,342人

■ 遺児手当 [子ども未来部子育て支援課]

父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給しており、今後も継続していきます。

【受給者数】 平成25年度：延493人

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

母子家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【貸付件数】 平成25年度：231件

■ 母子家庭等自立支援給付金支給事業

[子ども未来部子育て支援課]（再掲，151頁）

(5) 情報提供および相談体制の充実

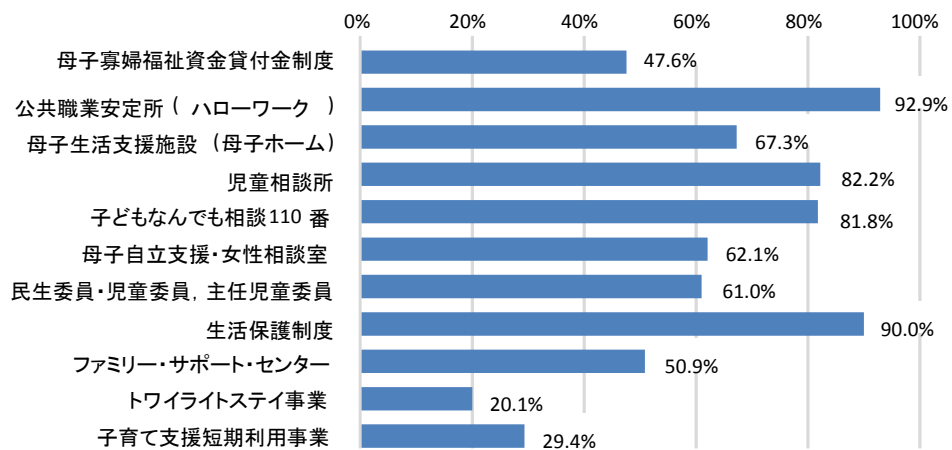
【現状と課題】

母子家庭等の各種相談に応じるため、母子・父子自立支援・女性相談室を設置し、専任の相談員を配置するとともに、母子家庭等の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、母子家庭等に配布しています。

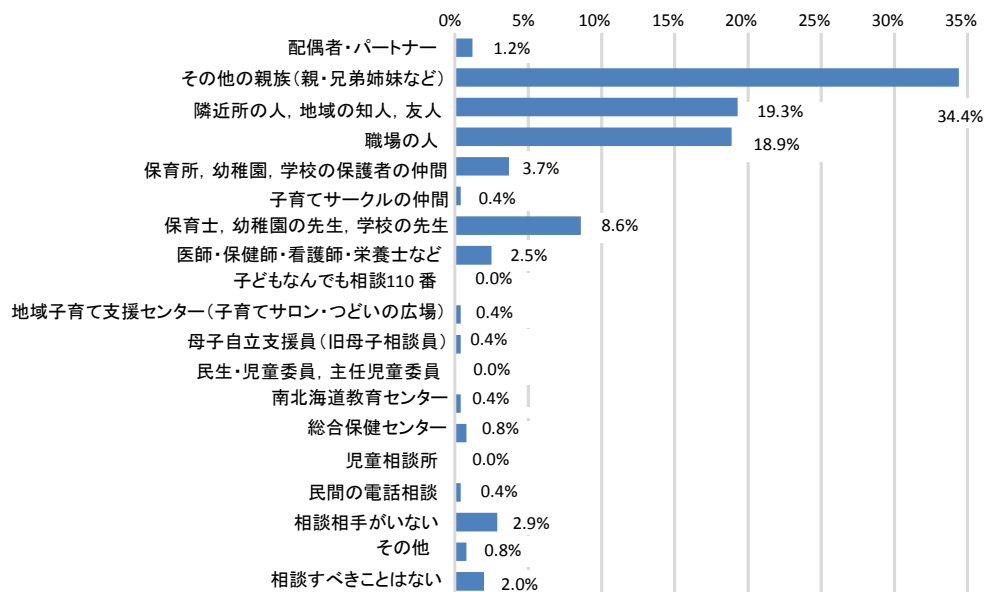
「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において母子・父子・寡婦家庭の「各種サービスの認知度」, 「子育てに関する悩みなどの相談相手」の回答は、次のとおりとなっております。

【各種サービスの認知度（複数回答）】

《母子・父子・寡婦家庭》



【身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していますか（複数回答）】



(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、「各種サービスの認知度」については、以前と比べて、概ね高くなってきているものの、トワイライトステイ事業(20.1%)や子育て支援短期利用事業(29.4%)についてはまだ認知度が低い状況にあり、子育て支援サービス等について、効果的なPRが必要です。

また、「子育てに関する悩みなどの相談相手」については、親族(親・兄弟姉妹など)(34.4%)、隣近所の人、地域の知人・友人(19.3%)、職場の人(18.9%)などが多く、相談相手がいない(2.9%)と回答した人は少ないことから、身近な人たちが相談相手になっていることが分かります。

【施策の方向】

効果的なPRの実施により、母子・父子自立支援、女性相談室の利用促進を図っていきます。

《個別事業》

■ 母子・父子自立支援・女性相談室 [子ども未来部子育て支援課]

専任の相談員を配置し、生活全般の問題について相談に応じ、その自立に必要な指導と生活資金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

【相談件数】 平成25年度：392件

■ 「ひとり親家庭のしおり」の配布 [子ども未来部子育て支援課]

母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸付け、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊子を作成し、対象世帯に配布しており、今後も継続していきます。

【配布部数】 平成25年度：1,000部

第8 子育てに伴う経済的負担の軽減

1 子育て家庭への経済的支援の充実

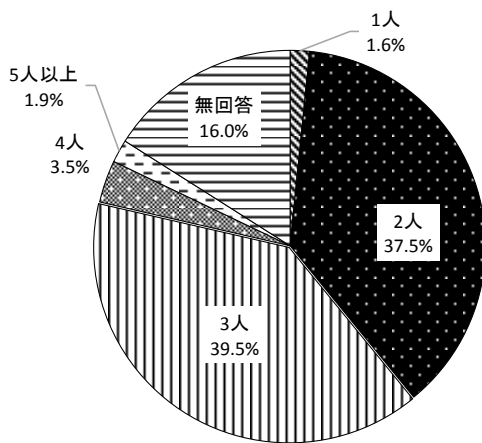
景気や雇用情勢は少しずつ持ち直してきているものの、子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、経済的な不安が子育てに影響を及ぼすことがないように、各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援策の充実が必要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、成年者の「理想的な子どもの数」、「現実に持ちたい子どもの数」および「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」は、次のとおりとなっています。

【あなたにとって、理想的な子どもの数、現実に持ちたい子どもの数は何人ですか】

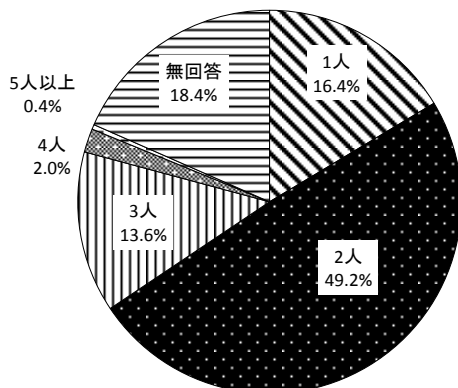
《成年者》

【理想的な子どもの数】



区分	人数	比率
1人	4	1.6%
2人	96	37.5%
3人	101	39.5%
4人	9	3.5%
5人以上	5	1.9%
無回答	41	16.0%
全体	256	100.0%

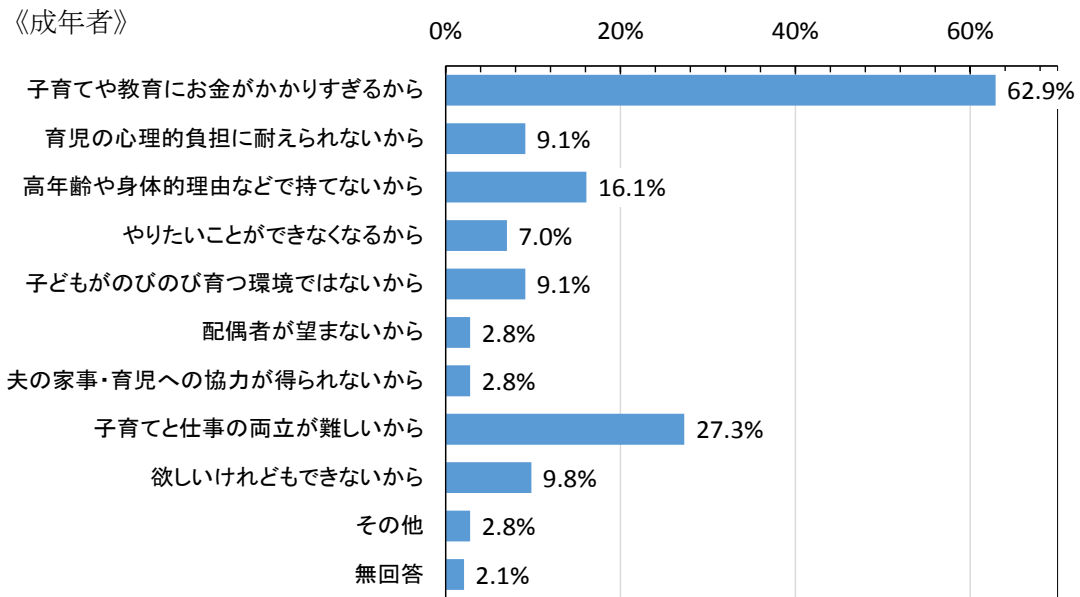
【現実に持ちたい子どもの数】



区分	人数	比率
1人	42	16.4%
2人	126	49.2%
3人	35	13.6%
4人	5	2.0%
5人以上	1	0.4%
無回答	47	18.4%
全体	256	100.0%

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由】



(複数回答)

(資料：平成25年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

これらの結果を見ると、成年者の理想的な子どもの数は、「1人」が1.6%、「2人」が37.5%、「3人」が39.5%となっていますが、一方、現実に持ちたい子どもの数は、「1人」が16.4%、「2人」が49.2%、「3人」が13.6%で、理想と現実にギャップがあることが分かります。

また、「理想と考える子どもの数より、現実に持ちたい子どもの数が少ない理由」については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が62.9%と最も多く、子育てに対する経済的負担が大きいことがうかがえ、経済的支援の充実が求められています。

(1) 各種手当の支給・充実

【現状と課題】

子育て家庭への経済的支援として、中学校卒業までの子どもを養育している家庭で一定の所得要件を満たしている場合に児童手当を、ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給していますが、さらなる対象範囲の拡大、手当の額や所得制限限度額の引上げが望まれています。

【施策の方向】

各制度の継続および充実を検討するなど、経済的支援に努めていきます。

《個別事業》

■ 児童手当 [子ども未来部子育て支援課]

家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全やかな成長に資するため、中学生までの児童（15歳到達後、最初の3月31日まで）を養育し、かつ、その児童と一定関係の生計関係にある父または母等（所得の高い方）に手当を支給しています。

■ 児童扶養手当 [子ども未来部子育て支援課]（再掲，153頁）

(2) 医療費等の助成，軽減の実施

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担の軽減はもとより，子どもの健全育成と健康保持の観点から子どもの医療費の一部助成を行っているほか，低所得世帯に配慮しながら，幼稚園児の入園料や保育料を減免する幼稚園就園奨励事業や，保育所保育料の負担軽減を実施していますが，平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえた適切な対応とともに，さらなる助成の拡大が求められています。

【施策の方向】

各制度の拡充を図るとともに，新たな支援策について検討していきます。

《個別事業》

■ 私立学校運営費補助金 [子ども未来部子ども企画課] (再掲，105頁)

■ 保育所保育料の軽減 [子ども未来部子ども企画課]

低所得世帯に配慮しながら，保育料に係る階層区分を細分化等することにより，保育料の負担を軽減しています。

また，同一世帯で3人以上入所した場合は，3人目以降を無料としています。

■ 子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減 [子ども未来部子ども企画課]

保育所保育料の軽減の実態等を踏まえ，子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料についても，負担の軽減を図ります。

■ 幼稚園就園奨励事業 [子ども未来部子ども企画課]

子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園においては，経済的な事情により，就園が困難な幼児の保護者の経済的負担を軽減するため，幼稚園児の入園料，保育料の一部または全部を世帯の所得の状況に応じて減免しており，今後も継続していきます。

■ 子ども医療費助成制度 [子ども未来部子育て支援課]

子どもの保険診療内にかかる医療費の一部を一定の要件のもとに助成しており，今後も継続していきますが，併せて，さらなる制度の充実についても検討します。

(3) 就学に係る費用の助成、軽減の実施

【現状と課題】

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（準要保護者）は増加傾向にあり、全児童・生徒数に占める準要保護者数の割合は、平成25年度で28.2%となっております。

このようななか、義務教育の円滑な実施を図るため、就学扶助を行っているほか、高等学校などへの進学のため、入学準備金や奨学金の貸付けを行っていますが、厳しい経済状況の影響などもあり、準要保護者数の増加が懸念されており、経済的支援の拡充が求められています。

また、保護者の世帯所得の状況に応じて、教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用等の助成を行うことが求められています。

【施策の方向】

教育費の負担は非常に大きいことから、各制度の継続に努めていきます。

《個別事業》

■ 入学準備金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に入学する生徒の保護者で入学金等の調達が困難な者を対象として入学準備金の貸付けを行っており、今後も継続していきます。

■ 奨学金貸付事業 [子ども未来部子ども企画課]

高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し、経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与しており、今後も継続していきます。

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 [子ども未来部子育て支援課]

(再掲, 153頁)

■ 就学援助 [教育委員会学校教育部保健給食課]

経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、保護者の負担を軽減するため、給食費や学用品など、必要な援助を行っており、今後も継続していきます。

函館市子ども・子育て支援事業計画掲載事業一覧（後半：P112～）

施策の方向	推進施策	推進事業	No.	事業名	ページ	所管	所管	備考		
						部名	課名			
第4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	(1) ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	1	西部地区ヤングカップル住まいんぐ支援事業	113	都市建設	住宅			
			2	ヤングファミリー住まいんぐ支援事業	113	都市建設	住宅	新		
	2 良好な居住環境の確保	(1) 良好な居住環境の確保	3	借上市営住宅制度	114	都市建設	住宅			
			4	住宅相談事業	115	都市建設	住宅			
	3 安全な道路交通環境の整備	(1) 安全な道路交通環境の整備推進	5	スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置	116	市民	交通安全			
			6	道路のバリアフリー化整備	117	土木	道路建設			
			7	通学路の安全対策	117	学校教育	保健給食	新		
	4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1) 交通安全教育の推進	8	交通安全教室の開催	118	市民	交通安全			
			9	梁川交通公園の設置運営	118	市民	交通安全			
			10	交通安全パネル展の開催	118	市民	交通安全			
			11	チャイルドシート安全利用の普及活動	119	市民	交通安全	新		
			12	交通安全パネル展の開催	119	市民	交通安全	再		
	5 安心して外出できる環境の整備	(1) 公共施設のバリアフリー化の推進	13	函館市福祉のまちづくり条例の推進	120	保健福祉	地域福祉			
			14	福祉のまちづくり施設整備費補助金	121	保健福祉	地域福祉			
			15	道路のバリアフリー化整備	121	土木	道路建設	再		
	6 安全・安心なまちづくりの推進	(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実	16	「すくすく手帳」の発行	122	子ども未来	次世代育成	再		
			17	街路灯設置費補助事業	123	市民	市民・男女共同参画			
			18	街路灯電料補助事業	123	市民	市民・男女共同参画			
			19	街路灯の整備	123	土木	維持			
			20	防犯協会補助事業	125	市民	くらし安心			
			21	地域安全安心促進交付金助成事業	125	市民	市民・男女共同参画	新		
	第5 仕事と生活の調和の実現	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進	22	少年・少女セーブサポート運動	126	学校教育	教育指導		
				23	男女共同参画推進事業	129	市民	市民・男女共同参画	再	
				24	「仕事と子育て」両立推進フォーラム	129	子ども未来	子ども企画		
25				ちびっこあそびの広場	129	子ども未来	子ども企画	再		
26				お父さんのための子育て講座	129	子ども未来	次世代育成	再		
27				子育て女性等の就職支援	129	経済	労働			
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備		(1) 多様な働き方に対応した子育て支援	28	ファミリー・サポート・センター事業	131	子ども未来	子ども企画	再		
			29	各種保育サービス	131	子ども未来	子ども企画	再		
			30	「仕事と子育て」両立推進フォーラム	131	子ども未来	子ども企画	再		
			31	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	131	子ども未来	次世代育成	再		
			32	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	131	経済	労働			
			33	育児休業制度等の普及・啓発の推進	133	経済	労働			
第6 特別な援助を要する家庭への支援	1 児童虐待防止対策の充実	(1) 関係機関との連携等	34	函館市要保護児童対策地域協議会	135	子ども未来	次世代育成			
			35	主任児童委員、児童委員の活動の促進	136	保健福祉	地域福祉	再		
			36	（仮称）DV被害者同伴児童等サポート事業	136	子ども未来	子育て支援	新		
			37	児童虐待防止意識啓発事業	136	子ども未来	次世代育成			
			38	養育支援訪問事業	137	子ども未来	次世代育成	再		
			39	子どもなんでも相談 110番	137	子ども未来	次世代育成	再		
			40	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	137	子ども未来	母子保健	再		
			41	妊婦健康診査	137	子ども未来	母子保健	再		
			42	妊産婦保健指導	137	子ども未来	母子保健	再		
			43	乳幼児健康診査	137	子ども未来	母子保健	再		
			44	乳幼児保健指導	137	子ども未来	母子保健	再		
			45	産後うつ・育児支援事業	137	子ども未来	母子保健	再		
	2 障がい児施策の充実	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	(2) 発生予防、早期発見・早期対応等	46	障害児等療育支援事業	138	保健福祉	障がい保健福祉	新	
				47	障がい児に関する知識・情報の提供	138	保健福祉 子ども未来	障がい保健福祉 母子保健		
				48	乳幼児健康診査	139	子ども未来	母子保健	再	
				49	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	139	子ども未来	母子保健	再	
				50	乳幼児保健指導	139	子ども未来	母子保健	再	
				51	障がい児訪問指導	139	子ども未来	母子保健		
		(2) 一貫した総合的な障がい児施策の推進	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	(2) 発生予防、早期発見・早期対応等	52	障害児計画相談支援	140	保健福祉	障がい保健福祉	新
					53	日中一時支援事業	140	保健福祉	障がい保健福祉	新
					54	児童発達支援	140	保健福祉	障がい保健福祉	改
					55	医療型児童発達支援	141	保健福祉	障がい保健福祉	新
					56	放課後等デイサービス	141	保健福祉	障がい保健福祉	改
					57	保育所等訪問支援	141	保健福祉	障がい保健福祉	新
(3) 教育的支援の推進	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	(2) 発生予防、早期発見・早期対応等	58	育成医療の給付	141	子ども未来	母子保健	新		
			59	ウィークエンド・サークル活動推進事業	142	生涯学習	生涯学習文化	再		
			60	特別支援教育サポート委員会の設置	142	学校教育	学務 南北海道教育センター			
			61	特別支援教育支援員配置事業	143	学校教育	学務 南北海道教育センター			
			62	特別支援教育巡回指導員配置事業	143	学校教育	学務 南北海道教育センター	新		
			63	特別支援教育に関する研修の充実	143	学校教育	南北海道教育センター			
			64	特別支援教育就学扶助	143	学校教育	保健給食			

函館市子ども・子育て支援事業計画掲載事業一覧（後半：P112～）

施策の方向	推進施策	推進事業	No.	事業名	ページ	所管		備考
						部名	課名	
		(4) 保育所等における障がい児保育等の推進	65	私立幼稚園における障がい児教育	144	子ども未来	子ども企画	
			66	保育所における障がい児保育	144	子ども未来	子ども企画	再
			67	放課後児童健全育成事業における障がい児保育	144	子ども未来	次世代育成	
第7 母子家庭等の自立支援	1 母子家庭等の自立支援の推進	(1) 子育て・生活支援の充実	68	母子家庭等の保育所優先入所	147	子ども未来	子ども企画	
			69	母子生活支援施設	147	子ども未来	子育て支援	
			70	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設	147	子ども未来	子育て支援	
			71	母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室	147	子ども未来	子育て支援	
			72	親子での各種体験型教室（事業）の参加促進	147	子ども未来	子育て支援	新
			73	ひとり親家庭奉仕員派遣事業	147	子ども未来	子育て支援	再
			74	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	147	子ども未来	子育て支援	再
			75	トワイライトステイ事業	148	子ども未来	子育て支援	再
			76	市営住宅への母子家庭等の優先入居	148	都市建設	住宅	
			77	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	150	子ども未来	子育て支援	
		(2) 就業支援の充実	78	母子家庭等就業・自立支援センター事業	151	子ども未来	子育て支援	
			79	母子自立支援プログラム策定事業	151	子ども未来	子育て支援	
			80	母子家庭等自立支援給付金支給事業	151	子ども未来	子育て支援	
		(3) 養育費確保の促進	81	子育て女性等の就職支援	151	経済	労働	再
			82	養育費確保にかかる周知・啓発事業	152	子ども未来	子育て支援	
		(4) 経済的支援の充実	83	児童扶養手当	153	子ども未来	子育て支援	
			84	ひとり親家庭等医療費助成制度	153	子ども未来	子育て支援	
			85	遺児手当	153	子ども未来	子育て支援	
			86	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	153	子ども未来	子育て支援	
			87	母子家庭等自立支援給付金支給事業	153	子ども未来	子育て支援	再
(5) 情報提供および相談体制の充実	88	母子・父子自立支援・女性相談室	155	子ども未来	子育て支援			
	89	「ひとり親家庭のしおり」の配布	155	子ども未来	子育て支援			
第8 子育てに伴う経済的負担の軽減	1 子育て家庭への経済的支援の充実	(1) 各種手当の支給・充実	90	児童手当	158	子ども未来	子育て支援	
			91	児童扶養手当	158	子ども未来	子育て支援	再
		(2) 医療費等の助成，軽減の実施	92	私立学校運営費補助金	159	子ども未来	子ども企画	再
			93	保育所保育料の軽減	159	子ども未来	子ども企画	
			94	子ども・子育て支援新制度へ移行の幼稚園および認定こども園に係る保育料の軽減	159	子ども未来	子ども企画	新
			95	幼稚園就園奨励事業	159	子ども未来	子ども企画	
			96	子ども医療費助成制度	159	子ども未来	子育て支援	改
		(3) 就学に係る費用の助成，軽減の実施	97	入学準備金貸付事業	160	子ども未来	子ども企画	
			98	奨学金貸付事業	160	子ども未来	子ども企画	
			99	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	160	子ども未来	子育て支援	再
			100	就学援助	160	学校教育	保健給食	

新規：14事業
 改善：3事業
 継続：51事業
 再掲：32事業

【部局名】

子：子ども未来部，市：市民部，保：保健福祉部，経：経済部，土：土木部，都：都市建設部，生：教育委員会生涯学習部，学：教育委員会学校教育部

【備考】

新：新規事業および新規掲載事業（既に事業を開始しているが，計画には未掲載であった事業）

改：事業内容の見直し，事業名の変更等を行った事業

再：本計画の別ページに掲載している事業の再掲

空欄：これまでの計画からの継続事業